○九州地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間
二百八号	柳川市大和町徳益字流川七一六番四から同市大和町徳益字流川七一一番五まで

供用開始の期日　平成二十六年四月一日

○九州地方整備局告示第百二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号　九州地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　九州住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	貝原　和徳、工藤　雅文

(2)　変更年月日　平成二十六年三月六日

○九州地方整備局告示第百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号　九州地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人大分県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	向後　美明
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十六年三月一日

○北海道開発局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号及び二百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
北海道寿都郡寿都町字政泊町弁慶一六番二地内	前	四三・三〇～五一・五〇メートル	〇〇・〇四〇キロメートル
	後	四三・三〇～五六・〇〇メートル	〇〇・〇四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十五号及び二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道日高郡新ひだか町静内春立四四一番一地内	前	二七・三六～三一・六〇メートル	〇〇・〇一九キロメートル
	後	二八・〇五～三一・六〇メートル	〇〇・〇一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十四号	北海道厚岸郡厚岸町別寒辺牛八一番地先から同町別寒辺牛七六番まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
二百三十一号及び四百五十一号	石狩市浜益区千代志別国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇二林班ろ小班から同市浜益区千代志別国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇一林班イ小班地先まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十八号及び二百三十九号	北海道紋別郡興部町字沙留四四八番二八から同町字沙留四二九番二まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
二百七十五号	北海道雨竜郡雨竜町字渭の津一三一番一三二から同町字渭の津一三二番一〇まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年四月一日

○沖縄総合事務局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　名護都市計画道路事業三・四・四号伊差川線

三　事業施行期間　自平成二十六年四月一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県名護市字伊差川喜知留原、伊差川原及び大又地内

使用の部分　なし